

第10回教育委員会定例会議事要録

詳細 教育総務部教育総務課 電話03-3981-1141

附属機関又は 会議体の名称	教育委員会定例会	
事務局（担当課）	教育総務部教育総務課	
開催日時	平成20年10月17日 午後2時00分	
開催場所	教育委員会室	
出席者	委員	中島 章皓（委員長）、三神 和子（委員長職務代理者）、 加藤 正克、清田 明、日高 芳一（教育長）
	その他	教育総務部長、教育総務課長、教育指導課長、学校運営課長、 教育改革担当課長
	事務局	教育総務課庶務係長、教育総務課庶務係主事
公開の可否	公開 傍聴人数 0人	
非公開・一部公開の 場合は、その理由		
会議次第	1. 第39号議案 豊島区立学校の管理運営に関する規則の一部 改正について 2. 第40号議案 臨時職員の任免 3. 報告事項 平成20年度土曜補習「としまアカデミー」の実 施について 4. 報告事項 新学習指導要領の移行措置に関する基本的な考え 方について	

審議経過

委員長)

第10回教育委員会定例会を始めます。本日の署名は清田委員と三神委員にお願いいたします。

(1) 第39号議案 豊島区立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

<教育総務課長 資料説明>

委員長)

ご意見、ご質問はありますか。

委員)

施行規則の条数のみ記載されてもどんな内容かが分からないので、施行規則の中身を概要で結構ですので教えてください。

教育総務課長)

幼稚園、小学校、中学校、高校、大学の条文の入れ替えと副校長、主幹教諭などの位置づけにより、学校教育法の編成が変わりました。それにより、引用していた規則、施行規則も条文が変わったということでございます。ですから条数が変わったのみで、中身は変わっておりません。

委員)

法規上の条文などは言われてすぐわかるものではないので、できれば事前に資料などを頂けると助かります。そうすれば、私たちも事前に調べてくることができます。こういったことは可能でしょうか。

教育総務課長)

可能な限り、対応させていただきたいと思います。

教育長)

幼稚園は副園長ではなく教頭になったはずだと思いますが。

教育指導課長)

特別区の人事の給与体系では副園長は設定していないため区市では、教頭とするのが原則ですが、そのまま副園長として名前を使っている区市もございます。法令上、23区では教頭と統一していて、豊島区でも教頭としています。小中学校では、教頭ではなく、副校長の法令上の位置付けで呼び方もそのように扱っています。

教育長)

第6条の3は削除されたということですか。

教育指導課長)

かつての管理運営に関する規則では副校長を副園長と読み替えていましたが、今回の改正により副校長と幼稚園の教頭は別個に位置づけたので、この表のようにかつての読み替えが不要となったということです。

教育総務課長)

改正により、小中学校、幼稚園と分けて定義したので第6条の3を削除したということ

でございます。

委員)

学校教育法の改正により東京都の管理運営規則も改正したと思います。それを受けて、区の管理運営規則も改正したという経緯でしょうか。

教育総務課長)

そのとおりでございます。

委員)

改正により副校長が位置付けられたので、校長先生の業務量は軽減となったのでしょうか。また、統括校長は未施行ということですが、今後の展開がどうなるのか分かる範囲でいいので教えてください。

教育指導課長)

第6条の2で、副校長は校長を助け、命を受けて校務をつかさどり、及び校務を整理するとあります。以前の教頭は命を受けて校務をつかさどるという部分がなく、校務を整理し必要に応じて児童・生徒の教育をつかさどるようになっておりました。そういう意味から副校長の判断できる権限が拡充しました。第6条の4に書いてあるように、服務に関する事務、収入支出の命令に関する事務、契約に関する事務の一部を副校長がつかさどることができます。年休の承認や出張命令、産休代替の教諭の承認はすべて校長がしなければならなかったのですが、改正により副校長の権限で処理ができるようになりました。事務処理の基本的な決裁や学校経営は校長が行いますが、個々の事業の進行については副校長ができるというのがこの制度の趣旨でございます。あわせて、教頭は何か事故があったときなど授業をするので教員免許を持っていなければいけなかったのですが、副校長は、児童・生徒の教育をつかさどらなくても副校長になることができます。つまり民間人や事務職員が副校長となれる可能性もあるということでございます。例えば副校長2名制ということで、教員系の副校長と事務系の副校長をおいて学校の事務関係に決定権を移行しようという検討をしている自治体もあるようでございます。国や東京都の副校長に解釈と違う部分もありますが、整備するにあたっては難しい問題もあるようです。

統括校長につきましては、東京都人事委員会から勧告がきまして、来年度から統括校長と主任教諭が導入される方向になりました。今後どのような選考を経るかについて詳細はこれからですが、重要かつ困難な職務を担うということですので、統合新校や新教育課程研究開発校、生活指導等で一部困難な学校などを想定していると思います。どの学校に統括校長を置くかは、区と東京都の判断を合わせて検討していく必要があるかと思えます。

委員)

ブロックに分けて、そのブロックを管轄する統括校長というのもあり得るのでしょうか。教育指導課長)

基本的にはブロックを管轄するというのではなく、学校経営を重点としますので、新たな課題に責任と使命感を持って経営にあたります。

委員)

第5条の2にあるように委員会が別に定める基準とありますが、来年度から統括校長が導入されるということですので、この委員会は発足しているのでしょうか。

教育指導課長)

委員会とはこの教育委員会ですので、今後ご検討いただくことになると思います。

委員長)

それではこの件につきましてはよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 第39号議案了承)

(2) 第40号議案 臨時職員の任免

<教育指導課長 資料説明>

委員長)

ご質問等ございますでしょうか。

委員)

今まで、臨時職員に学生はいたのでしょうか。

教育指導課長)

規定上は、小学校、中学校の教員免許を有していることもしくはそれ相応の知識を有している者となっているので、今までは大学を卒業して教員採用試験の準備をしている方を臨時職員として多く採用していました。ただ今回は人員が足りなく、支援員3人を1人とみなして学校で支援活動をするということにしましたが、学校教育に積極的に寄与する者、それ相応の知識を有しているということで採用を判断しました。学生を積極的に採用することが望ましいと思っておりますが、今回は認めざるをえないということでございます。

委員)

インターシップと違ってパートタイムですから、少し趣旨が違うと思います。

教育指導課長)

教育支援員の内容としては、学級補助、肢体不自由の子どもの安全確保などですので、直接教科指導をすることはありません。

委員)

学生の支援員は学校から推薦を受けることがあるのでしょうか。また、10月24日が任期となっている支援員がいますが、それ以降任期を延長することはないのでしょうか。

教育指導課長)

学校からの推薦を受けることが多いです。夏季プール等の指導員で活躍され、教育支援員としても十分に仕事を任すことができるということです。また10月24日任期の方は、前任者のけがは全治1ヵ月半なので長引くことはなく復帰できますので、任期延長ということにはならないです。

委員)

学生を含む3人で週1、2日に学校を回るとなると、毎回支援員の人が変わるということになりますが、子どもは混乱しないのでしょうか。

教育指導課長)

3人が順番にまわるということが望ましいとは思っておりませんが、3人がそれぞれの良さを有しているのでローテーションを組んでも1人支援員がいた方が学校も安心できると思います。

委員)

人材登録バンクを作ったらいかがでしょうか。

教育指導課長)

本来は40～50人くらい登録者を募って学校に合った人を配置できるのが1番良いと思います。他区では、条件を広げてメール登録などもあるようです。豊島区は条件として教員免許もしくはそれに準ずるものを持っているという高いハードルを設定していますので人材確保が難しいのが現状です。今後は人材を広く確保していくためには、資格保有に對しても柔軟に考えていく必要があると考えております。

委員)

なるべく人材バンクを作っておいて、学生の支援員は避けていただいた方がいいと思います。

教育指導課長)

今後は学生の採用については基準を作ることを検討し、できるだけ学生の採用を解消していこうと思います。近隣の大学は大学連携の一環として学校で手伝いをしていますが、それは大学の単位となります。単位として認めることにより、責任を持って決められた期間に学習支援ということで教科指導を中心に手伝いをしています。また、学校と大学で出勤状況の報告など連絡を取り合ったりしています。一部学生は自主的ボランティアグループとして、学習支援に入ってくれております。臨時職員の支援員と混在しないように、整理をしていきたいと思ひます。

委員長)

それではよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 第40号議案了承)

(3) 報告事項第1号 平成20年度土曜補習「としまアカデミー」の実施について

<教育改革担当課長 資料説明>

委員長)

ご質問等ありましたら、お願い致します。

委員)

プレテストは誰が作り、どんな内容なのでしょうか。

教育改革担当課長)

教育センターの学校教育支援室の先生が作り、受講生の学習指導状況や弱点が見極められるものを作成していただいております。

委員)

周知の仕方はちらしなのでしょうか。またどのくらいのレベルの子どもが集まっている

のでしょうか。

教育改革担当課長)

目立つように黄色いちらしを配っております。レベルについては、昨年度ではプレテストで見ますと、いわゆる出来る生徒も来ていますし、小学校段階の掛け算などがあまり得意でない生徒もいます。それを4つくらいのグループに分けて指導しています。出来る生徒も苦手な部分がありますので、5日間の中で集中的に指導していきたいと思っております。

委員)

中学生だとちらしを保護者に見せない生徒もいると思います。周知の仕方について別の方法でPRはしているのでしょうか。

教育改革担当課長)

基本的に担任からのちらしの配布のみで、広報等では周知はしておりません。

教育指導課長)

ただ、副校長会などを経由して本当に必要な生徒にはきちんとちらしが届くように配慮をしています。

委員)

5回補習を行って、その後再びテストなどをやっているのでしょうか。

教育改革担当課長)

終了後のテストはやっておりません。しかし全員に事前に受講カードに学習面で困っていることや受講にあたっての目標を書いてもらって、終わったあとにも受講して達成できた目標、足りないところ、感想を書いてもらっています。それによりますと、分からないところが分かった、食塩水の問題が一人で解けるようになったなどの意見がございました。副校長先生に話をうかがったところ、アカデミーを契機に数学に前向きに取り組むようになったり、昨年受けた2年生の生徒が1年生の兄弟とそろって申し込むとのらしいことなので、効果があがっているのだと思います。

委員)

保護者からの感想や意見も伺ったらいいと思います。それにより授業も充実してくると思いますし、口コミの広がりも期待できると思います。

教育改革担当課長)

保護者の感想や意見の集約については検討していきたいと思えます。

委員)

小学校でも開催してほしいという要望はないのでしょうか。

教育改革担当課長)

1、2学期にやったらどうか、小学校でもやったらどうかという意見もいただきます。事務局の体制の関係でなかなか難しいですが、実施する学期や回数を増やすことは検討しようと思えます。小学校での実施については今の段階では考えておりません。

委員)

つまりは小学校の段階であると思います。いますぐでなくても、それを教育委員会で救ってあげることを前向きに考えてあげてほしいと思います。

教育改革担当課長)

検討材料として今後考えていこうと思います。アカデミーの授業は参観も可ですので、貴重な意見もいただけたらと思います。

委員長)

他にご質問等はありませんでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(4) 報告事項第2号 新学習指導要領の移行措置に関する基本的な考え方について

<教育指導課長 資料説明>

委員長)

ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

委員)

新学習指導要領を先行実施するにあたり、人的措置をしないということは予算措置もないということで学校は大変だと思います。教育委員会で概要を決めて、あとは学校にまかせるとなると、学校によって格差が生じてきてしまい、学校選択制にも響いてくるでしょう。それぞれの学校で工夫や努力が必要ですし、今から準備していかないと間に合いません。各学校の取り組み状態はいかがなのでしょう。また、文部科学省は移行期間中の補助教材の準備はしてくれるとのことですが、その進み具合はどうでしょうか。現状を教えてください。

教育指導課長)

現状では、学校選択を利用し英語を週4時間できる学校は多くありません。できる学校とできない学校とに分かれてしまっていますが、先行実施をすることが前提ですので、それはやむをえない状態です。週4時間することにより新しい課題や成果を見つけ、他の学校に情報提供することもできます。会話を中心としたカリキュラムを計画したり、学校独自のカリキュラムを開発したりするなど、単に時間数を増やすだけでなく、それなりの効果や成果を出すことを強調していきたいと思います。教材につきましては、算数、数学、理科は教科書の追録のような形で出るようで、教科書会社もすでにその編集に入っているそうです。教育委員会としては、その追録部分に関して指導書や教材の準備を学校運営課と連携をとって進めていこうと思います。外国語教育について文部科学省では、英語ノートを配布するようですが、本区ではすでに英語カリキュラムができていますので、英語ノートについては補助副読本として活用する程度だと思います。算数、数学、理科については、国の概算要求を見ますと、理科教育の設備や教材の整備など予算化はしているようです。

委員)

中学校の先生は、週に教える時間数の決まりはあるのでしょうか。

教育指導課長)

中学校は週におよそ教科指導として18時間、プラス道徳、学級活動その他2時間とい

う一定の決まりがあります。配置された教員の数と持ち時数を勘案して、端数が出た場合は講師が対応します。

委員)

それ以上教えてはいけないということでしょうか。

教育指導課長)

そういう訳ではございません。英語を週4時間しようという学校は、教員が持ち時数を重ねてしようという決意のもとにやろうとしています。

委員)

このような移行措置に関する情報を保護者にはPRしているのでしょうか。

教育指導課長)

きちんとした形でまだ示してはおりません。教育だより豊島などでPRしていく必要はあると思います。

委員)

小学校で算数と理科を先行実施するとのことですが、なぜこの教科を先行実施しようとしたのでしょうか。

教育指導課長)

国をあげて理数教育の充実をはかっています。理科や算数は積み重ねの学習です。今までの学習指導要領で学んでいなかったもののやり残しがないように、移行措置期間にそれを学習して、新学習指導要領でもれがなくなるようにするということです。

委員長)

教科書を選ぶときにも大切な問題となりますね。

教育指導課長)

平成22年度の教科書採択では時間をかけて十分に吟味していただくことになると思います。

委員長)

それではよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(5) その他

平成20年第三回豊島区議会定例会招集挨拶

平成20年第三回豊島区議会定例会一般質問概要

決算委員会質疑応答

図書館サミットについて

教育委員会組織改正

(午後4時50分 閉会)